

平成 22 年度公表

伊賀市人事行政の運営等の状況について

地方公務員法第 58 条の 2 及び伊賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、伊賀市の人事行政の運営等の状況について公表します。

目次

1	任免等に関する状況	1
2	給与及び職員数の状況	5
3	勤務時間その他の勤務条件の状況	22
4	分限及び懲戒処分の状況	25
5	サービスの状況	27
6	研修及び勤務成績の評定の状況	28
7	福利及び利益の保護の状況	31
8	公平委員会の業務の状況	32

伊 賀 市

1 任免等に関する状況

(1) 新規採用者数

職員の採用は、行政需要の動向や退職者数などを考慮して行っています。平成 21 年度中に実施した職員採用試験及び選考の状況は次のとおりです。

①競争試験

(単位：人)

職 種	採用 予定数	申込 者数	第1次試験						第2次試験			最終合 格者数	うち 女性	競争率	
			うち 女性	受験 者数	うち 女性	受験率 (%)	合格 者数	うち 女性	競争率	受験 者数	うち 女性				受験率 (%)
行政事務職 上 級	6人 程度	100	39	91	36	91.0	12	2	7.6	12	2	100.0	3	2	4.0
行政事務職 初 級		17	7	15	7	88.2	4	0	3.8	4	0	100.0	3	0	1.3
行政事務職 初 級 (身障者対象)	1人 程度	6	3	6	3	100.0	2	1	3.0	2	1	100.0	1	1	2.0
行政事務職 上 級(民間 経験対象)	1人 程度	6	1	6	1	100.0	2	1	3.0	2	1	100.0	1	1	2.0
保育士	3人 程度	39	35	38	35	97.4	8	5	4.8	7	5	87.5	3	3	2.3
消防職 上 級	6人 程度	15	0	15	0	100.0	7	0	2.1	7	0	100.0	3	0	2.3
消防職 初 級		13	1	12	0	92.3	8	0	1.5	8	0	100.0	3	0	2.6
消防職 救急救命士	2人 程度	12	4	9	2	75.0	6	2	1.5	6	2	100.0	2	1	3.0
保育士	3人 程度	24	21	24	21	100.0	7	6	3.4	7	6	100.0	3	2	2.3
消防職 上 級	3人 程度	24	0	21	0	87.5	2	0	10.5	2	0	100.0	1	0	2.0
消防職 初 級		16	0	16	0	100.0	4	0	4.0	4	0	100.0	2	0	2.0
消防職 救急救命士		4	0	3	0	75.0	1	0	4.0	1	0	100.0	1	0	1.0

②選考

(単位：人)

職 種	採用者数 (うち女性)
教育公務員	4 (1)
医師	3 (0)
看護師	4 (4)

(2) 再任用の状況

高齢者の豊かな知識と経験を活用するため、条例に基づき再任用制度を実施しています。
平成 22 年 4 月 1 日の職員の再任用状況は次のとおりです。

(単位：人)

区 分	フルタイム勤務	短時間勤務	合 計
市長部局等	3	0	3
消防部局	0	1	1
教育委員会	3	0	3
水道部局	3	0	3
合 計	9	1	10

※ 市長部局等・・・市長部局、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局のこと（以下同様）

(3) 退職者数

平成 21 年度（平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日）の退職状況は次のとおりです。

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職ほか	合 計
市長部局等	12	12	20	44
消防部局	4	0	1	5
教育委員会	5	1	7	13
水道部局	3	0	0	3
合 計	24	13	28	65

(4) 定員適正化の状況

職員数の適正化については、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないという地方自治法の基本理念に則り、地方公共団体の自らの権限と責任において行わなければならないものです。

伊賀市では、人件費の抑制を進め、健全な財政運営への道筋をつけることは、最優先しなければならない重要な事項であり、より少ない経費でより大きな成果をあげることができる組織機構の構築と適正な職員数の管理による合併メリットの実現のために、平成18年3月に平成17年度から10年間の定員適正化計画を策定しました。計画では、消防部門、公営企業等部門を除き、一般行政部門及び教育部門を対象とし、平成27年4月1日までの10年間で、最大230名を削減目標としています。

なお、平成17年4月1日から平成22年4月1日までの間では、111人削減する計画となっておりますが、実際には他の部門への人員の異動などを含めて、165人を削減する結果となりました。

定員適正化の年次別計画

年月日等 区分	16.11.1 実数	17.4.1 実数	年次別の計画(予定数)									
			18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	24.4.1	25.4.1	26.4.1	27.4.1
消防を除く普通 会計の計	1,040	1,024	999	988	969	938	913	884	864	842	819	794
前年度退職者 (普通会計)			34	15	26	41	33	39	27	30	34	37
採用予定者数			9	4	7	10	8	10	7	8	11	12
削減数 (230名の内訳)			25	11	19	31	25	29	20	22	23	25

※前年度退職者の数は、19.4.1以降は定年退職者及び再任用期間が満了する者のみを計上しています。

※採用予定者数は25.4.1までは1/4採用、26.4.1以降は1/3採用を原則としますが、確定値ではありません。

定員適正化計画の進捗状況

年月日等 区分	16.11.1 実数	17.4.1 実数	18.4.1 実数	19.4.1 実数	20.4.1 実数	21.4.1 実数	22.4.1 実数	年次別の計画(予定数)				
								23.4.1	24.4.1	25.4.1	26.4.1	27.4.1
消防を除く普通 会計の計	1,040	1,024	993	969	914	882	859	844	830	813	794	777
前年度退職者 (普通会計)			36	37	59	48	33	19	18	22	26	24
採用予定者数			9	7	12	17	15	4	4	5	7	7
会計間調整等 による増減			4	-6	8	1	5					
削減数			31	24	55	32	23	15	14	17	19	17

(5) 障がい者の任用状況

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に則り、障がい者がその能力に適合した職業に就く機会を保障するとともに、市内企業等に対する指導的役割を果たす必要があることを考慮し、伊賀市では行政事務職員の採用について身体障がい者枠を設けています。平成 21 年度の合格者は 1 名でしたが、今後も一層の雇用の確保に努めます。

平成 22 年 6 月 1 日現在の障がい者の任用総数及び雇用率は以下のとおりです。

区分	市長部局	教育委員会	水道部局
障がい者雇用者数 (人)	12	0	0
雇用率 (%)	1.51	0	0

※法定雇用率は 2.1% です。

(6) 女性職員の登用状況

男女共同参画の観点から、女性職員の積極的登用を図っています。

平成 22 年 4 月 1 日現在の女性職員の登用状況については以下のとおりです。

区分	管理職			女性管理職の内訳	
	総数 (人)	うち女性 (人)	女性の割合 (%)	部長級 (参事を 含む)	課長級 (室長・副参 事を含む)
市長部局等	165	61	36.9	4	57
消防部局	14	0	—	—	—
教育委員会	22	4	18.2	1	3
水道部局	7	0	—	—	—
合計	208	65	31.2	5	60

(※医師を除く)

(7) 昇任試験 (消防士) の状況

平成 21 年度に実施した消防士にかかる昇任試験の実施状況は下表のとおりでした。

(単位：人)

試験の種類	受験者数	合格者数	合格率 (%)
消防司令補昇任試験	19	6	31.5
消防士長昇任試験	13	5	38.4

2 給与及び職員数の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

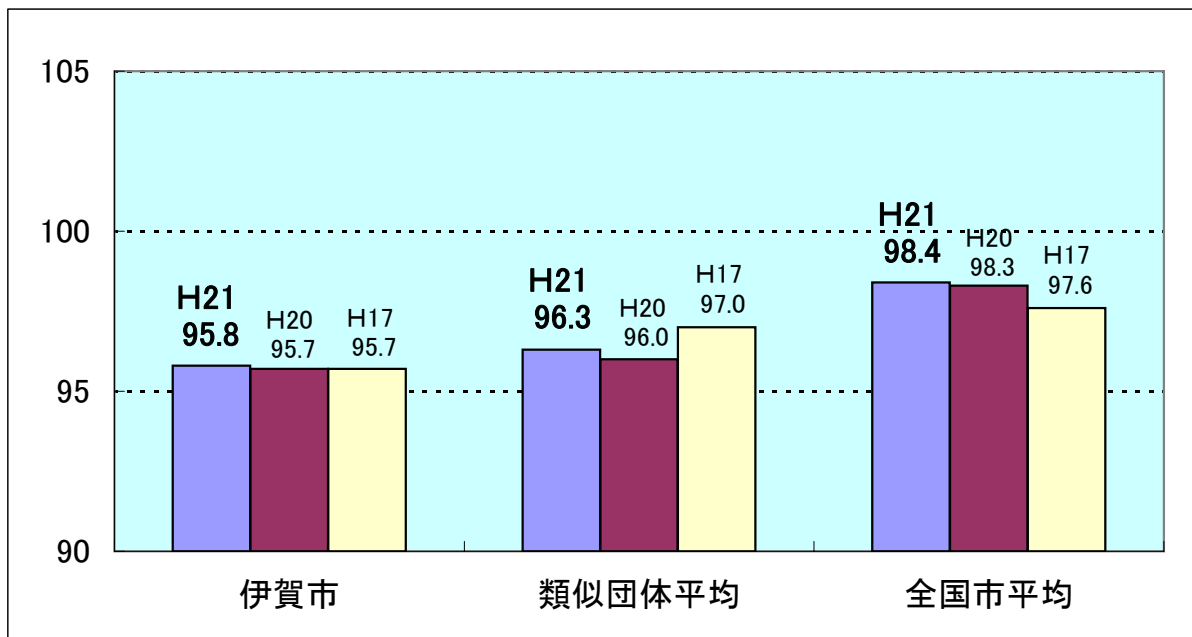
区分	住民基本台帳人口 (21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 20年度の人件費率
21年度	人 95,718	千円 43,838,105	千円 258,285	千円 9,059,692	% 20.7	% 23.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
21年度	人 1,061	千円 3,787,764	千円 800,779	千円 1,484,842	千円 6,073,385	千円 5,725

(注1) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、21年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（22年4月1日現在）

①一般行政職

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
41.8 歳	316,487 円	401,109 円

②技能労務職

区 分	公 務 員			
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
全体	49.4 歳	146 人	279,061 円	316,252 円
うち 清掃職員	47.6 歳	22 人	286,945 円	356,735 円
うち 給食調理員	50.6 歳	49 人	285,177 円	303,844 円
うち 用務員	50.4 歳	24 人	264,150 円	307,446 円
うち その他	48.6 歳	51 人	276,801 円	314,853 円

(参考:民間データ)

職種	平均年齢	平均給与月額
廃棄物処理業従業員	44.2 歳	299,900 円
調理士	41.3 歳	260,500 円
用務員	54.5 歳	214,000 円

※民間データは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」において公表されているデータを使用している。

※数値については、平成18年～20年の3ヵ年平均である。

※平均給与月額等については、民間データはパート・アルバイト労働者を含んでいる。

※業務内容、雇用形態(年数)等において完全に一致しているものではない。

③教育職(幼稚園教諭)

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
37.8 歳	285,366 円	321,278 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

(2) 職員の初任給の状況（22年4月1日現在）

区 分		伊 賀 市
一般行政職	大 学 卒	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	140,100 円
	中 学 卒	131,200 円
幼稚園教諭職	大 学 卒	192,800 円
	短 大 卒	164,400 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（22年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	249,075 円	281,660 円	356,120 円
	高 校 卒	211,640 円	241,925 円	292,680 円
技能労務職	高 校 卒	215,250 円	252,033 円	262,542 円
	中 学 卒	————— 円	234,700 円	250,486 円
幼稚園教諭職	大 学 卒	————— 円	————— 円	————— 円
	短 大 卒	————— 円	————— 円	————— 円

※技能労務職員については、経験年数10年は10年以上15年未満の職員を、経験年数15年は15年以上20年未満を、経験年数20年は、20年以上25年未満の平均となっています。

※幼稚園教諭等、各階層別の人数が3人以下の場合は個人特定のおそれがあるため公表を差し控させていただきます。

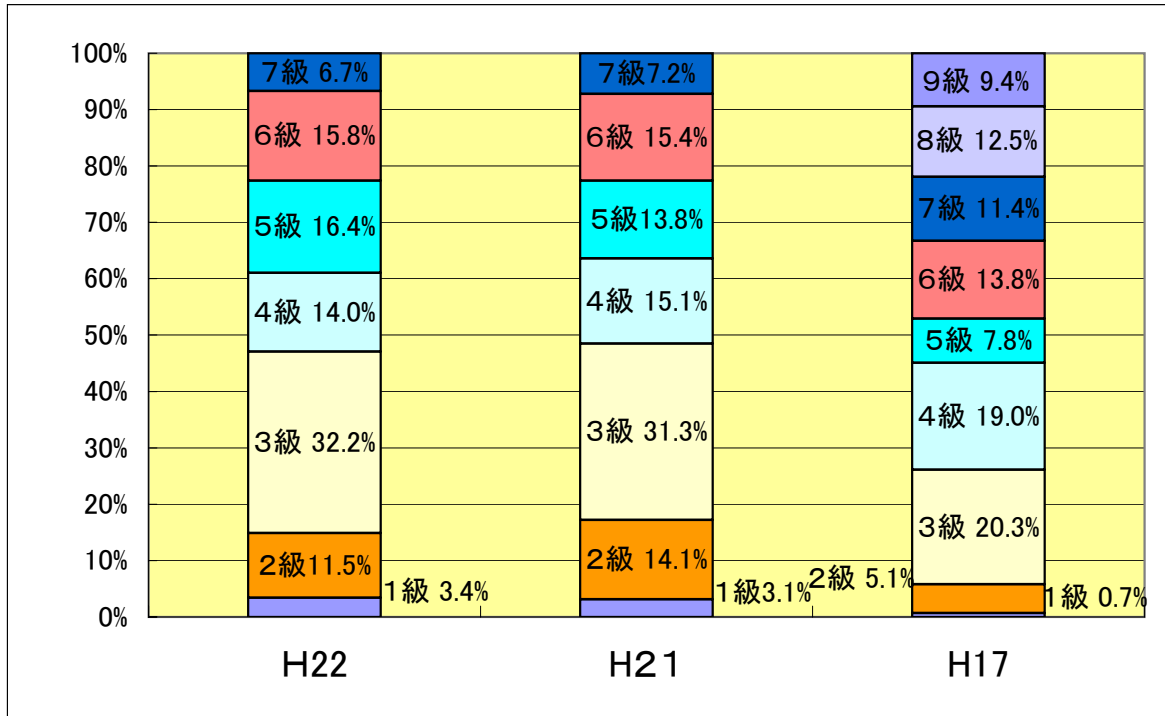
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（22年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	定期的・一般的な業務を行う職員の職務	人 20	% 3.4
2 級	特に困難な業務を行う職員の職務	人 68	% 11.5
3 級	主任の職務	人 191	% 32.2
4 級	係長、主査の職務	人 83	% 14.0
5 級	主幹の職務	人 97	% 16.4
6 級	課長、副参事等の職務	人 94	% 15.8
7 級	部長、部次長、支所長、及び参事等の職務	人 40	% 6.7

- (注) 1 伊賀市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

一般行政職の級別職員数の比較（各年4月1日現在）



※平成18年に9級制から7級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

能力・業績に基づく人事評価制度は試行段階にあるが、現状としては全職員への本格実施に至っていないため、現在、昇給に差を設けていない。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（22年4月1日現在）

伊 賀 市		国	
1人当たり平均支給額(21年度)			
1,398 千円			
(22年度支給割合)		(22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.75 月分	1.40 月分	2.75 月分	1.40 月分
(1.5)月分	(0.70)月分	(1.5)月分	(0.70)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5～15%		役職加算 5～20%	
		管理職加算10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

能力・業績に基づく人事評価は検討段階にあるが、現状としては未実施であるため、成績率に差を設けず一律の支給(75/100×2回)を行った。

(2) 退職手当（22年4月1日現在）

伊 賀 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	同 右		その他の加算措置		
(退職時特別昇給	無し)		定年前早期退職特例措置		
1人当たり平均支給額	定年・勸奨	25,728 千円	(2%～20%加算)		
	自己都合	5,190 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（22年4月1日現在）

支給実績(21年度決算—地域手当)		119,337 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		112 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
6級地(伊賀市)	3 %	1,039 人	3 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
6級地(伊賀市)	3 %	3 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当（22年4月1日現在）

支給実績(21年度決算)		22,902 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		85,130 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)		25.38 %	
手当の種類(手当数)		10 種類	
手当の名称	主な対象職員	主な支給対象業務	支給単価
市税事務従事手当	一般行政職	市税の滞納整理事務(庁外勤務)	日 250円
		市税の滞納による強制執行の事務(庁外勤務)	日 500円
社会福祉事務従事手当	一般行政職	生活保護法等に関する訪問調査等の事務(庁外勤務)	日 200円
		介護保険法に関する訪問調査等事務(庁外勤務)	件 100円
		障害者自立支援法に関する訪問調査等事務(庁外勤務)	件 150円
行旅病人・死亡人取扱手当	一般行政職	行旅病人の取扱い	回 1500円
		行旅死亡人の取扱い	回 4500円
防疫作業等従事手当	一般行政職	感染症患者等救護又は関係物件等の消毒、処理作業	回 500円
		病原体を有する家畜等の防疫又は処理作業	回 500円
清掃業務従事手当	技能労務職員	ごみの収集作業又は処理作業	日 1150円
		し尿の収集作業又は処理作業	日 1150円
		浄化センターの各槽内での清掃作業	回 950円
公害関係業務従事手当	技能労務職員	公害防止のための現地調査又は取締り	日 300円
		不法投棄廃棄物の回収又は処理作業	日 500円
消防業務手当	消防吏員	消防吏員で日勤の者	日 150円
		消防吏員のうち交代制勤務の者	日 250円
		上記のうち救急救命士の資格を有する者	日 350円
夜間特殊作業手当	消防吏員	深夜帯に行われる消防業務に2時間以上従事	回 300円
出動手当	消防吏員	水・火災及び救助現場での消防活動	回 400円
		救急現場での救急業務	回 300円
		救急救命士が、現場にて救命行為を実施	回 500円
死後処理手当	一般行政職	社会福祉事務所、診療所等での死後処理	回 1200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(21年度決算)	294,212 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	332 千円
支給実績(20年度決算)	259,956 千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	286 千円

(6) その他の手当（22年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者……13,000円 ・配偶者がいない場合の1人目……11,000円 ・上記以外の扶養親族……6,500円 ・16歳から22歳までの子がいる場合……5,000円加算 	同	-	100,510 千円	218,026 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家・借間居住者 家賃が12,000円を超えるものにつき支給 最高額……27,000円 	同	-	28,410 千円	170,121 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用者: 55,000円以内 ・交通用具利用者: 2,500円～29,800円 	異	下記の表のとおり	98,452 千円	111,497 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・役職に対して定額 副参事級 30,000円 課長級 39,000円 参事級 46,000円 部次長級 56,000円 部長級 76,000円 	異	支給単価	82,202 千円	475,156 円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に6時間以上勤務した場合、役職に応じ6,000円～12,000円 (3時間未満の場合はこの額の50/100) 	異	支給単価	314 千円	19,625 円
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> ・4時間以上8時間未満: 2,100円 ・8時間以上18時間未満: 4,200円 	異	支給単価	8 千円	4,200 円
休日勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 休日において正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額 	同	-	53,053 千円	363,379 円

※通勤手当比較

市の制度		国の制度	
(1) 5 km未満	2,500円	(1) 5 km未満	2,000円
(2) 5 km以上10 km未満	5,000円	(2) 5 km以上10 km未満	4,100円
(3) 10 km以上15 km未満	8,700円	(3) 10 km以上15 km未満	6,500円
(4) 15 km以上20 km未満	11,800円	(4) 15 km以上20 km未満	8,900円
(5) 20 km以上25 km未満	14,400円	(5) 20 km以上25 km未満	11,300円
(6) 25 km以上30 km未満	17,000円	(6) 25 km以上30 km未満	13,700円
(7) 30 km以上35 km未満	19,600円	(7) 30 km以上35 km未満	16,100円
(8) 35 km以上40 km未満	21,900円	(8) 35 km以上40 km未満	18,500円
(9) 40 km以上45 km未満	24,600円	(9) 40 km以上45 km未満	20,900円
(10) 45 km以上50 km未満	27,200円	(10) 45 km以上50 km未満	21,800円
(11) 50 km以上	29,800円	(11) 50 km以上55 km未満	22,700円
		(12) 55 km以上60 km未満	23,600円
		(13) 60 km以上	24,500円

5 特別職の報酬等の状況（22年4月1日現在）

区分	給料月額額等
給料	市長 924,000 円
	副市長 716,000 円
	教育長 591,500 円
報酬	議長 530,000 円
	副議長 467,000 円
	議員 423,000 円
期末手当	市長 (22年度支給割合)
	副市長 3.75 月分
	教育長 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分
	議長 (22年度支給割合)
副議長 3.30 月分	
退職手当	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
	市長 退職時給料月額×在職年数×100分の450 16,632,000 円 任期毎
	副市長 退職時給料月額×在職年数×100分の280 8,019,200 円 任期毎
	教育長 退職時給料月額×在職年数×100分の200 4,732,000 円 任期毎
	備考 退職手当の在職年数について、1年未満の端数月があった場合これを切り捨てる。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

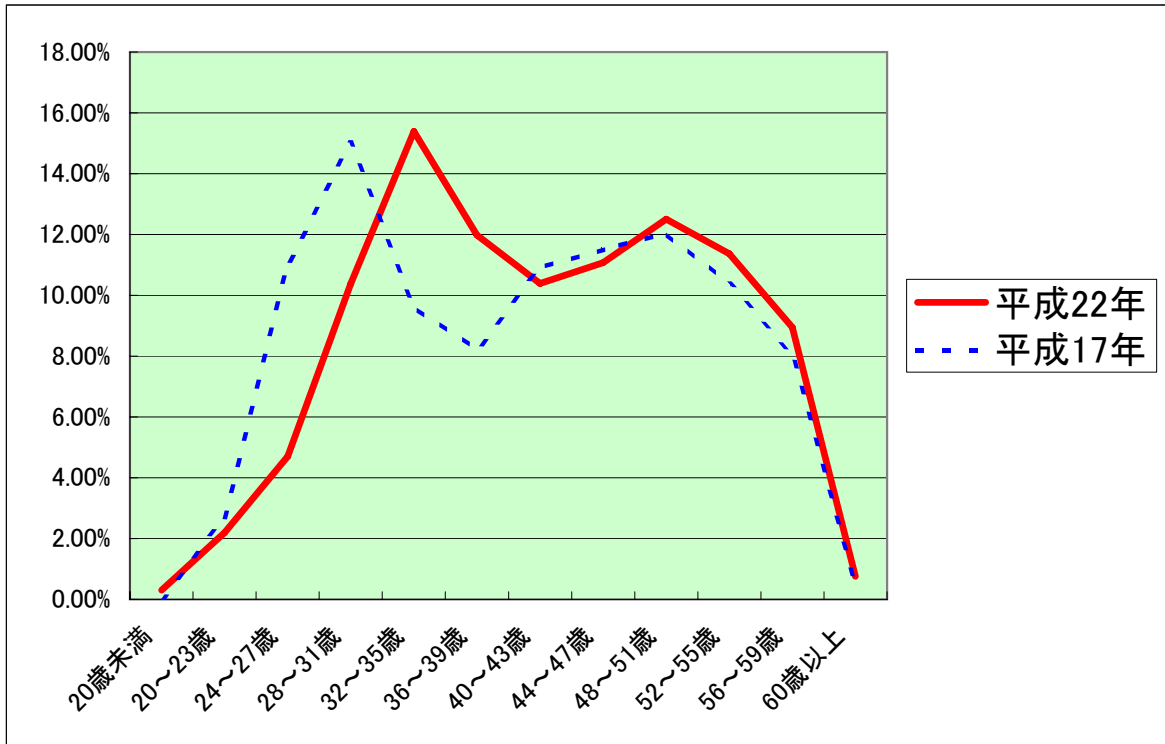
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成21年	平成22年		
普通会計部門	議 会	7	7	0	
	総 務	199	192	△7	事務の統廃合縮小等
	税 務	52	53	1	回収機構へ派遣職員配置
	一 般 行 政 部 門			0	
	農 林 水 産	42	42	0	
	商 工	13	10	△3	事務の統廃合縮小等
	土 木	95	92	△3	事務の統廃合縮小等
	民 生	258	258	0	
	衛 生	72	66	△6	事務の統廃合縮小等
	計	738	720	△18	<参考> 人口1万人当たり職員数 75.2 人
	教育部門	143	139	△4	退職者不補充等
	消防部門	175	180	5	消防力の強化
	小 計	1,056	1,039	△17	<参考> 人口1万人当たり職員数 108.5 人
公営会計部門等	病 院	186	176	△10	退職者不補充等
	水 道	55	55	0	
	下 水 道			0	
	そ の 他	50	49	△1	事務の統廃合縮小等
	小 計	291	280	△11	
合 計		1,347	1,319	△28	<参考> 人口1万人当たり職員数 137.8 人
		[1406]	[1406]	[0]	

(注) 1 総務省地方公共団体定員管理調査による数から教育長1人を除いた一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（22年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
H22年職員数	4人	29人	62人	137人	203人	158人	137人	146人	165人	150人	118人	10人	1,319人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 1,507	人 1,419	人 88	% 5.84

(参考) 伊賀市定員適正化計画における定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成27年4月1日	230 人 減

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	17年～22年 計	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
一般行政	職員数	859	842	821	770	738	720	—	—
	増 減		△17	△21	△51	△32	△18	△139 (%)	
教 育	職員数	165	151	148	144	143	139	—	—
	増 減		△14	△3	△4	△1	△4	△26 (%)	
消 防	職員数	174	157	169	173	175	180	—	—
	増 減		△17	12	4	2	5	6 (%)	
公営企業等	職員数	309	304	290	290	291	280	—	—
	増 減		△5	△14	0	1	△11	△29 (%)	
計	職員数	1,507	1,454	1,428	1,377	1,347	1,319	—	1,419
	増 減		△53	△26	△51	△30	△28	△188 (214%)	

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針について

技能労務職員については、当面退職者の補充を控えながら、行財政改革大綱の重点項目に掲げる民間参入等の推進に沿って、指定管理者制度の導入など業務の一部民間委託の検討を進めつつ、市民サービスの低下を招くことのないよう適正な人員配置を行い、行財政改革大綱及び定員適正化計画に基づき、一般行政職員を含め職員数及び給与等の適正化への取り組みを推進していきます。

(1) 給料について

技能労務職員の給料については、国の行政職給料表(一)表を基礎とした独自の給料表(4級制)により運用しており、基礎となる国の給料表が改定された場合は、同様の見直しを行い、適正な給料への改正を実施します。

(2) 諸手当について

諸手当については、住民の理解と納得を得られるものとなるよう、制度の趣旨に照らし見直しについて検討する必要があります。特殊勤務手当については、平成16年11月の市町村合併の際に大幅な見直しを行いました。一般行政職員を含め、勤務の実績をより正確に反映した適正な支給に向けて検討を行っていきます。

(3) 昇給について

毎年1月1日に前年1年間の勤務実績に応じ4号給を標準として行っている昇給について、一般行政職員同様に55歳以上から2号給として昇給抑制を行っていきます。

(4) その他

技能労務職員の定年退職等により、今後職員数の不足が懸念されます(平成25年4月1日現在で24名減の130名になる見込)が、業務のあり方等の見直し検討を計画的に行いつつサービスの低下を招くことのないよう、民間委託や臨時嘱託職員での対応等の検討のほか、事業主としての法的責務から障がい者の自立支援に向けた雇用の推進を図るため引き続き検討を進める障がい者採用の中で、必要な人員の確保に努めながら円滑な移行を図ります。

8 公営企業職員の状況

(1) 病院事業（ただし、地方公営企業法は一部適用）

① 職員給与費の状況

決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 20年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
21年度	3,393,481	△ 314,172	1,305,171	38.5	39.2

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
21年度	179	695,516	339,881	269,774	1,305,171	7,291

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、22年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（22年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
医 師	43.1 歳	513,236 円	999,760 円
看 護 師	41.0 歳	304,589 円	382,930 円
事 務 職 員	44.0 歳	326,528 円	352,894 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当（22年4月1日現在）

病 院 事 業	
1人当たり平均支給額(21年度)	
1,507 千円	
(22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.75 月分	1.40 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5～20%	

イ 退職手当（22年4月1日現在）

病 院 事 業		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	同 右	
(退職時特別昇給	無し)	
1人当たり平均支給額	7,139 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)		21,582 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		116,032	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
6級地(伊賀市)	3 %	176 人	3 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
6級地(伊賀市)	3 %	3 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当 (22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)		133,302 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		716,677 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)		100.0 %	
手当の種類(手当数)		8 種類	
手当の名称	主な対象職員	主な支給対象業務	支給単価
病院勤務伝染病等接触手当	上野総合市民病院勤務職員	常時人工透析室又は手術室で患者に接触する者	月 10000円
		上記以外の者で患者に接触する者	月 9000円
放射線取扱手当	技士	エックス線その他の放射線を人体に対して放射する作業	日 280円
臨床検査従事手当	技士	病理検査の作業	日 220円
夜間看護手当	看護師	深夜帯に行う看護等の業務に従事(4時間以上)	回 4000円
		深夜帯に行う看護等の業務に従事(2時間以上4時間未満)	回 3500円
		深夜帯に行う看護等の業務に従事(2時間未満)	回 2500円
死後処理手当	看護師	上野総合市民病院での死後処理	回 1200円
解剖手当	技士	上野総合市民病院での死体の解剖	件 1600円
救急医療等業務手当	医師(管理職)	勤務時間外に救急医療等の業務(6時間以上)	回 30000円
		勤務時間外に救急医療等の業務(3時間以上6時間未満)	回 12000円
		勤務時間外に救急医療等の業務(3時間未満)	回 8000円
救急外来患者等診療手当	医師	救急当番日の宿直勤務時間内に救急外来患者等を診療	人 4000円
医師確保手当	医師	医師業務に従事	給料の25%
研究手当	医師	医師業務に従事	月100000円
職務手当	医師	医師の経験年数 1年以上3年未満	月 56000円
		医師の経験年数 3年以上7年未満	月110300円
		医師の経験年数 7年以上10年未満	月163300円
		医師の経験年数 10年以上	月199200円
看護師確保手当	看護師	看護師業務に従事(職務年数により段階有り)	月 ~50000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（21年度決算）	104,732 千円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	643 千円
支給実績（20年度決算）	98,566 千円
職員1人当たり平均支給年額（20年度決算）	536 千円

カ その他の手当（22年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	・配偶者……13,000円 ・配偶者がいない場合の1人目……11,000円 ・上記以外の扶養親族……6,500円 ・16歳から22歳までの子がいる場合……5,000円加算	同	—	12,213 千円	210,569 円
住居手当	・借家・借間居住者 家賃が12,000円を超えるものにつき支給 最高額……27,000円	同	—	5,487 千円	203,222 円
通勤手当	・交通機関利用者: 55,000円以内 ・交通用具利用者: 2,500円～29,800円	同	—	16,971 千円	94,283 円
管理職手当	・役職に対して定額 副参事級 30,000円 課長級 39,000円 参事級 46,000円 次長級 56,000円 部長級 76,000円	一部異なる	院長 152,000円 副院長 122,000円	11,756 千円	653,111 円
管理職員特別勤務手当	・臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に6時間以上勤務した場合、役職に応じ6,000円～12,000円 (3時間未満の場合はこの額の50/100)	一部異なる	院長 12,000円 副院長 10,000円	0 千円	0 円
宿日直手当	・医師:35,000円 ・看護師・技師: 6,300円 *ただし、4時間未満は半額	異	支給単価	33,838 千円	451,173 円

(2) 水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 20年度の総費用に占 める職員給与費比率
21年度	千円 4,433,143	千円 △ 970,674	千円 344,304	% 7.8	% 15.6

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
21年度	人 55	千円 213,951	千円 45,174	千円 85,179	千円 344,304	千円 6,260

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、22年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(22年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	43.9 歳	346,147 円	518,380 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当(22年4月1日現在)

水 道 事 業	
1人当たり平均支給額(21年度)	
1,549 千円	
(21年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.75 月分	1.40 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5~15%	

イ 退職手当(22年4月1日現在)

水 道 事 業		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	同 右	
(退職時特別昇給	無し)	
1人当たり平均支給額	24,360 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)		6,751 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		122,748 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
6級地(伊賀市)	3 %	55 人	3 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
6級地(伊賀市)	3 %	3 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当 (22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)		5,822 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		105,862 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)		100.0 %	
手当の種類(手当数)		3 種類	
手当の名称	主な対象職員	主な支給対象業務	支給単価
企業手当	企業職員		日 300円
現場手当	企業職員	現場作業	日 100円
緊急作業手当	企業職員	呼出しに応じ緊急作業	日 1200円

オ 時間外勤務手当

支給実績(21年度決算)	14,545 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	297 千円
支給実績(20年度決算)	14,416 千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	257 千円

カ その他の手当（22年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	・配偶者……13,000円 ・配偶者がいない場合の1人目 ……11,000円 ・上記以外の扶養親族 ……6,500円 ・16歳から22歳までの子がいる場合 ……5,000円加算	同	—	8,293 千円	243,897 円
住居手当	・借家・借間居住者 家賃が12,000円を超えるものにつき支給 最高額……27,000円	同	—	762 千円	84,667 円
通勤手当	・交通機関利用者： 55,000円以内 ・交通用具利用者： 2,500円～29,800円	同	—	5,905 千円	113,554 円
管理職手当	・役職に対して定額 副参事級 30,000円 課長級 39,000円 参事級 46,000円 部次長級 56,000円 部長級 76,000円	同	—	2,796 千円	466,000 円
管理職員特別勤務手当	・臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に6時間以上勤務した場合、役職に応じ6,000円～12,000円 (3時間未満の場合はこの額の50/100)	同	—	300 千円	50,000 円
宿日直手当	・4時間以上8時間未満： 2,100円 ・8時間以上18時間未満： 4,200円	同	—	0 千円	0 円

④ 特別職の状況

区 分	給料月額等
給 料	水道事業管理者 570,000 円
期 末 手 当	(22年度支給割合) 水道事業管理者 3.75 月分
退 職 手 当	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 水道事業管理者 退職時給料月額×在職年数×100分の200 4,560,000 円 任期毎
備 考	退職手当の在職年数について、1年未満の端数月があった場合これを切り捨てる。

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間、休憩時間は、原則次のように割り振られています。

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

※市民病院や消防署などでは交替制勤務があるため、週38時間45分を基本に上記と異なる就業時間となります。

(2) 休暇制度の概要

区 分	種 類	内 容
年次有給休暇		1暦年20日
病気休暇	公務傷病	医師の証明等に基づき最小限度必要と認め る期間
	私傷病	医師の証明等に基づき最小限度必要と認め る期間(90日以内、ただし結核は1年以内)
特別休暇	選挙権その他の公民としての権利行使	職員が選挙権その他公民としての権利を行 使する場合で、その勤務しないことがやむを 得ないと認められるとき 必要と認められ る期間
	証人等としての裁判所等への出頭	職員が裁判員等として国会、裁判所、地方公 共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 で、その勤務しないことがやむを得ないと認 められるとき 必要と認められる期間
	骨髄バンクへの登録、骨髄液の提供	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望 者としてその登録を実施する者に対して登 録の申出を行い、又は骨髄移植のため親族等 以外の者に骨髄液を提供する場合で勤務し ないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会 に貢献する活動を行う場合 1暦年5日以 内
	結婚休暇	職員が結婚する場合で結婚式、旅行その他の 結婚に伴い必要と認められる行事等のため 勤務しないことが相当であると認められる とき 7日以内
	育児参加休暇	配偶者が出産する場合に、その出産に係る子 または小学校就学までの子を養育する職員

		が、これらの子の養育のために勤務しないことが相当と認められる場合 5日以内
	産前・産後休暇	産前・産後各8週間（多胎は産前14週間）
	保育時間	生後1歳に満たない子を保育のために必要と認められる時間 1日2回それぞれ30分以内
	配偶者出産休暇	職員が妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 2日以内
	子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員がその子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1暦年5日以内
	忌引	職員の親族が死亡した場合で職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 配偶者・父母7日、子5日、兄弟姉妹3日など
	父母の祭日	職員が父母の追悼のための特別な行事のため、勤務しないことが相当であると認められる場合 1日以内
	夏季休暇	盆等の諸行事、心身の健康の維持・増進または家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日以内
	災害による住居の滅失および損壊	地震等の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で職員が当該住居の復旧作業等のため、勤務しないことが相当であると認められるとき 7日以内
	災害等による通勤困難	地震等の災害又は交通機関の事故等により、出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
	災害時の退勤途上の危険回避	地震等の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
	生理休暇	女子職員が生理日において勤務することが著しく困難であるとして休暇を請求したとき 2日以内
介護休暇	配偶者等の介護（無給）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認め

		られる期間
組合休暇	職員団体の業務または活動に従事する期間（無給）	1 暦年 30 日以内

(3) 年次有給休暇の取得状況（平成 21 年 1 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日）

職員には 1 年（暦年）あたり 20 日間の年次有給休暇が与えられます。なお、新規採用など年の途中で新たに職員となった場合は、月数に応じて付与されます。残日数がある場合は、20 日間の限度として翌年に繰り越すことができます。

平成 21 年の職員一人あたりの平均取得日数は次のとおりです。

区分	平均日数（日）
市長部局等	10.2 日
消防部局	13.6 日
教育委員会	11.5 日
水道部局	14.5 日

(4) 育児休業の取得状況（平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日）

（単位：人）

区分	市長部局等		消防部局		教育委員会		水道部局		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
育児休業	1	41	0	0	0	4	0	0	1	45
育児短時間勤務	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3
部分休業	0	19	0	0	0	0	0	0	0	19

(5) 介護休業の取得状況（平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日）

（単位：人）

区分	市長部局等		消防部局		教育委員会		水道部局		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
介護休業の取得人数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1

4 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任及び休職があります。

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの分限処分の状況は次のとおりです。

(単位：人)

	処分の種類				合計
	処分事由	免職	降任	休職	
市長部局等	心身の故障の場合	0	0	21(8)	21(8)
消防部局	心身の故障の場合	0	0	0	0
教育委員会	心身の故障の場合	0	0	17(7)	17(7)
水道部局	心身の故障の場合	0	0	0	0
計	心身の故障の場合	0	0	38(15)	38(15)

※ () 内は、実人数です。

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として、免職、停職、減給及び戒告があります。

市民の皆様からの信頼を確保していくために、今後とも服務規律の遵守の徹底を図るとともに、不祥事が発生した際には厳正に対処してまいります。

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの懲戒処分の状況は次のとおりです。

(単位：人)

	処分の種類				合計
	処分事由	免職	停職	減給	
市長部局等	法令に違反した場合	0	0	0	0
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	1
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	1	0
	小計	0	0	1	1
消防部局	法令に違反した場合	0	1	0	0
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	2
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	1	0
	小計	0	1	1	2
教育委員会	法令に違反した場合	0	0	0	0
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0

	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0
水道部局	法令に違反した場合	0	0	0	0	0
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0
計	法令に違反した場合	0	1	0	0	1
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	3	3
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	2	0	2

5 サービスの状況

(1) 職務専念義務免除の概要

職員は、法令や条例に特別の定めがある場合以外は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力をあげてこれに専念しなければなりません。

消防団の消火活動等については、承認を得て職務に専念する義務を免除される場合があります。

(2) 営利企業等への従事の状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することができません。

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの営利企業等への従事の状況は、次のとおりです。

地方公務員法第 38 条第 1 項の規定に基づき、任命権者の許可を受けて兼業している者

区 分	人数 (人)	主な事業内容
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他規則で定める地位を兼ねている者	0	
自ら営利を目的とする私企業を営んでいる者	0	
報酬を得て、何らかの事業又は事務に従事している者	6	統計指導員又は調査員

(3) 倫理の確保について

職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、さらには政治的行為の制限等に関する規定の遵守が求められています。職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的として、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日の間に次に掲げる通達等を行いました。

また、平成 17 年 12 月に、伊賀市職員公益通報条例を制定しており、その中でも、職員が遵守すべき倫理原則等を改めて規定しています。

日 時	内 容	発信者
平成 21 年 5 月 18 日	新型インフルエンザ感染防止対策として発生地域への職員の公務出張及び職務外の外出について	市長
平成 21 年 6 月 17 日	新型インフルエンザ感染防止対策として発生地域への職員の公務出張及び職務外の旅行について	市長
平成 21 年 7 月 21 日	全体の奉仕者たる自覚に基づく公務員倫理の徹底について	市長
平成 21 年 10 月 26 日	職員の服務規律の遵守等について	副市長
平成 21 年 12 月 1 日	職員の年末年始の綱紀粛正等について	副市長
平成 22 年 3 月 4 日	交通法規の遵守並びに自動車等の安全運転の励行について	副市長

6 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修実施状況

平成21年4月1日から平成22年3月31日までに実施した研修の状況は、次のとおりです。

研 修 名	日 数	受講者数 (人)
【独自研修】		
新規採用職員研修 (前期、後期) ※延べ人数	8	122
メンタルヘルス研修	1	14
庶務担当者研修 ※延べ人数	2	173
インターネット上の差別事象等モニター事業事前研修	1	29
接遇研修	3	122
管理職研修	1	21
職員同和問題研修	9	1292
法制執務研修 (初級)	2	36
公務員倫理研修	1	61
大山田支所職員人権研修	2	85
退職予定者手続説明会	1	42
目標管理研修	1	36
法制執務研修 (入門)	1	11
人事評価研修	1	22
同和問題研修フォロー課題		18
同和問題研修フォロー研修	1	52
インターネット上差別事象等モニター事業事後学習会	1	29
【人権同和派遣研修】		
リバティおおさか研修	1	39
上野同和教育研究会第28回定期大会並びに講演会	1	23
第24回上野同和教育研究協議会研究大会	1	131
部落解放研究第43回全国集会	2	4
第61回全国人権・同和教育研究大会	2	72
人権を考える市民の集い	1	140
上野同和教育研究協議会連続講座・特別講座	3	75
部落解放第15回三重県集会	1	4
第24回人権啓発研究集会	2	4
2009年度伊賀市同和教育研究連絡協議会研修会	1	50
【三重県自治会館組合派遣研修】		
ワンステップ研修 (前期)	8	12
ワンステップ研修 (中期)	2	12
公営企業会計研修	2	2

ツーステップ研修	3	27
マネージャー研修Ⅰ	2	2
法制執務研修	2	1
地域クリエイター養成塾	2	1
ワンステップ研修（中期・福祉体験）	4	12
情報処理研修	1	30
スリーステップ研修Ⅰ	2	2
マネージャー研修Ⅲ	2	1
話し方講座	4	3
不当要求対策研修	1	3
コミュニケーションマインド向上研修	1	3
職場の活性化を考えるセミナー	1	1
プレゼンテーション研修	2	2
法務トレンド研修～危機管理～	1	3
訴訟対応研修（第1回）	1	3
訴訟対応研修（第2回）	1	2
三重地方行財政アカデミー⑤	1	1
【その他派遣研修】		
第5回トレンドセミナー	1	1
第6回トレンドセミナー	1	1
第7回トレンドセミナー	1	1
通信教育「法制執務基礎講座」		5
アカデミー「法令実務A～法務の基礎と実務」	4	1
平成21年度産業保険研修会「パワーハラスメント・モラルハラスメント」	1	2
第13期三重県人権大学講座	25	6
2009年度部落解放・人権大学講座	29	1
人権大学フォローアップ研修会	1	0
NOMA採用面接力向上研修	1	1
NOMA地方公務員のための給与実務入門	2	2
NOMA出納事務の合理的運用実務（基礎講座）	2	1
NOMA人事評価制度と目標管理制度の効果的な運用と見直し	2	1
NOMA議会事務局職員のための地方議会運営の実務	2	1
NOMA問題ある職員への懲戒処分・分限処分の法律実務	2	1
NOMA出納事務の合理的運用実務	2	1
NOMA採用面接支援セミナー	1	1
NOMA職員採用における課題とその解決策	1	1
NOMA改正労働基準法のポイントと対応実務セミナー	1	2
NOMA地方行財政健全化を踏まえた財務監査の実務	1	1

NOMA 個人情報保護・情報公開制度の現状と対応策	2	1
平成 21 年度政策研究ワークショップ	1	1
人事管理研修会	1	1
自治大学校 第 2 部課程第 1 5 6 期	47	1
自治大学校第 2 部課程事後研修会及び総会	1	1
やさしい財政講座	3	1
部落解放・人権大学講座 35 周年記念集会	1	1
目標管理研修打合せ	2	1
アカデミー「地方公務員の給与制度の実務」	4	1
人権大学研究報告会	1	1
【消防職員研修】		
三重県消防学校初任科及び救急科救急課程	242	8
三重県消防学校火災調査科火災調査課程	14	2
三重県消防学校特殊災害科特殊災害課程	9	2
三重県消防学校救助科救助課程	32	2
三重県消防学校警防科警防課程	12	2
三重県消防学校初級幹部科	12	4
三重県消防学校中級幹部科	9	4
三重県消防学校上級幹部科	3	2
薬剤投与研修	37	2
救急救命士東京研修所	394	3
病院研修（救命士薬剤投与）	71	3
病院研修（救命士気管挿管）	263	2
病院研修（救命士就業前）	74	4
消防大学校警防科	53	1

（２）勤務成績の評定の状況

平成 18 年 3 月に定めた「伊賀市人材育成基本方針」では、「地方分権時代にあつて、職員一人ひとりが市の理念、ビジョンを十分理解し、自ら進んで仕事に創意工夫を凝らす姿勢が益々求められる中で、職員の能力開発を長期的、継続的に計画し、かつ自己実現を図っていくために目標管理を活用した人事考課制度の導入を検討」するとしています。

また、「伊賀市総合計画」及び「伊賀市行財政改革大綱」が策定されたことを受けて、その具現化に向けて本格的に取り組んでいく必要があり、これらの計画等を見据えた目標管理を活用した人事考課を平成 18 年度から試行しました。平成 19 年度には対象を監督職である係長級職員にまで広げ、また業績評価を試行導入するため、平成 20 年度には管理職を対象にその試行導入を実施しました。平成 21 年度についても新たな監督職や評価者を対象として目標管理制度の研修や評価者研修も行いながら、平成 23 年度以降には業績評価（管理職）の評価結果を処遇面で活用すべく引き続き人事評価（目標管理）制度を運用実施しました。

7 福祉及び利益の保護の状況

地方分権が進展していく中で、厳しい行財政運営を効果的・効率的に展開していくため、公務効率の向上を目的とした福利厚生制度を実施しています。

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までについては、次のような事業を行いました。

(1) 健康管理事業の状況

労働安全衛生法及び各任命権者の安全衛生管理規定に基づき、事業者責任として、職員の安全と健康を確保するため下記の健康管理事業を実施しています。

事業の名称	事業の内容
一般健康診断	労働安全衛生法に基づき職員の健康診断を実施
特殊健康診断	VDT検査、嘔声検査を実施
その他健康管理事業	こころの健康づくりカウンセリング
職場環境測定	ダイオキシン類職場環境測定
健康管理事業の決算額	13,139 千円

(2) 伊賀市職員共済会への補助金の状況

地方公務員法第 42 条に定められる地方公務員の厚生制度（職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項）を効率的・効果的に実施するため、伊賀市職員共済会の実施する下記の事業に対し助成しています。

補助対象事業	事業の内容
保健事業	人間ドック受診費用助成、育児専門誌の配付 等
体育事業	各種スポーツ大会参加費用の補助、スポーツクラブ活動助成
厚生事業	文化クラブ活動助成、施設利用助成、カフェテリア給付
補助金の決算額	19,837 千円

(3) その他福利厚生事業の状況

職員の共済制度については地方公務員等共済組合法に基づき共済組合が、公務災害補償については地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、それぞれ主体となり制度を実施しています。

区分	実施主体	内 容
共済制度	三重県市町村職員共済組合	組合員の医療費給付 退職者等に対する年金の給付等
	公立学校共済組合三重県支部	育児休業手当金・介護休業手当金等の給付 組合員の臨時の支出に対する資金の貸し付け
公務災害補償	地方公務員災害補償基金三重県支部	平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの認定件数：6 件（市長部局等 5 件 教育委員会 1 件）

8 公平委員会の業務の状況

(1) 公平委員会の概要

公平委員会は、地方公務員法第7条第3項の規定により設置され、また、処理する事務は、同法第8条第2項において定められています。その主な内容は以下のとおりです。

- ・ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること
- ・ 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること
- ・ 職員の苦情を処理すること

(2) 公平委員会の業務の状況（平成21年4月1日～平成22年3月31日）

業 務 の 種 別	件数
勤務条件に関する措置の要求	1
不利益処分についての不服申立て	0
苦情の処理	0